

島根

平成18年12月1日付け島根県報第1,834号中



平成18年12月12日 (火) 第 1,837 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目次

告 示				
島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	(総	務	課)	1
島根県保育士試験規程の一部改正	(青少	年家庭	5課)	1
保安林予定森林	(森 村	ト整 備	課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	2
公 告				
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境	生活総新	努課)	3
選管告示				
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す				3
る者の総数の50分の1及び3分の1の数				
正誤				

4	_
古	不
	•

島根県告示第1108号

島根県個人情報保護条例第22条第 1 項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正し、平成18年12月12日から施行する。

平成18年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

(総

島根県告示第1109号

島根県保育士試験規程(昭和28年島根県告示第629号)の一部を次のように改正する。

平成18年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

第11条第2項を削る。

第13条中「(第11条第2項を除く。)」を削る。

附 目

この告示は、平成18年12月12日から施行する。

島根県告示第1110号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町上熊谷1666 - 41、1668、1669

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1111号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市旭町都川2705 - 19

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月12日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年12月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 しまね体験活動支援センター

3 代表者の氏名

岩﨑 知久

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市佐田町八幡原109番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く住民に対して、子どもの健全育成、環境教育や環境保全活動の推進、社会教育の推進、学術・文化・芸術・スポーツの振興に関する事業を行うとともに、行政が行うこれらの活動の支援を行い、子どもの健全な育成や住民の健康で文化的な生活の確保、公益の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

出雲地区県政情報コーナー(出雲合同庁舎2階)

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成18年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 12,073
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た

(4)	第 1,837 号	島	根	県	報	平成18年12月12日
-----	-----------	---	---	---	---	-------------

数)	
八束第一選挙区	6,482
八束第二選挙区	5,659
八束第三選挙区	4,334
能義選挙区	3,948
仁多選挙区	4,406
大原選挙区	8,552
飯石選挙区	5,654
簸川第一選挙区	7,391
簸川第二選挙区	3,893
簸川第三選挙区	4,383
邑智選挙区	7,547
那賀選挙区	4,809
鹿足選挙区	4,768
隠岐選挙区	6,578
松江選挙区	39,727
浜田選挙区	12,012
出雲選挙区	23,276
益田・美濃選挙区	14,150
大田・邇摩選挙区	11,382
安来選挙区	8,217
江津選挙区	6,572
平田選挙区	7,785
l	

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その 総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合 算して得た数)

正誤

平成18年12月1日付け島根県報第1,834号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

 ページ
 行
 誤
 正

 7
 上から10
 第1072号
 第1088号